

被爆80年企画展「あの日」までの1年

主催・会場：広島市公文書館 会期：令和7年7月22日（火）～9月26日（金）

No.	タイトル	資料の概要
1	孟蘭盆会ノ灯火ノ取扱ニ関スル件 （志屋村役場文書「庶務一件 昭和19年」より）【複製】	村役場から各部落会長に宛てた文書。昭和19年（1944年）8月11日付け。 孟蘭盆会（うらぼんえ）の灯火（とうか）について、盆灯籠は資材・労力の節約と防空上の点から原則全廃、やむを得ない事情で灯火を行う場合も、午後9時までとし、防空警報発令時には直ちに消灯するよう責任者を定めることなどを指示している。
2	灯火管制用電球	ガラス球の先端面を残して側面を覆うことで光量を抑えた、灯火管制用電球。昭和（戦中）。 側面に印字されている「マツダ」は、東京芝浦電気株式会社（現在の東芝）が使用した商標。 戦時中、空襲の標的とされる夜間の電灯、灯火の使用は厳しく制限され（灯火管制）、家庭でも電灯を笠や布をかぶせたり、側面をフィルムで覆った電灯を使用したりといった予防策が講じられた。
3	甘藷蔓葉柄供出運動実施ニ関スル件（狩小川村役場文書「庶務一件 昭和19年」より）【複製】	安佐地方事務所長と農業会安佐支部長の連名で、管下の各町村長、農業会長、学校長に宛てた文書。昭和19年（1944年）9月16日付け。 蔬菜（食用に栽培された野菜）の端境期（はざかいき。農作物などが新物と入れ替わる時期。）に直面し、広島市への供給不足の対策として、甘藷（サツマイモ）の蔓（つる）、葉柄（ようへい。葉と茎）の供出運動の実施を通知している。
4	校庭での畑づくり（幟町国民学校）（幟町国民学校編『第58回 卒業記念』より）【写真】	幟町国民学校の卒業記念アルバムの中の写真。昭和20年（1945年）3月発行。 校庭で児童たちが農具を手に畑づくりの作業をしている様子を撮影したもの。深刻な食糧不足への対策として、市街中心部でも学校の校庭などに畑が作られ、その作業には児童や学校の教職員が動員された。
5	校庭での豚の飼育（幟町国民学校）（幟町国民学校編『第58回 卒業記念』より）【写真】	幟町国民学校の卒業記念アルバムの中の写真。昭和20年（1945年）3月発行。 校庭での畑作業の傍らで、豚に雑草などを食べさせている様子か。
6	疎開者受入家屋調査方ノ件（志屋村役場文書「庶務一件 昭和19年」より）【複製】	吉田警察署長から各管区巡査に宛てた文書。昭和19年（1944年）10月29日付け。 近く広島市と呉市でも予定される防空疎開の実施を前に、将来的に疎開者の受入れが困難になることが想定されるとし、参考として空き家や常時使用していない住宅などを調査するよう県から指示があったため、11月7日までに報告するよう命じている。
7	松根油緊急増産協議会開催ニ関スル件（狩小川村役場文書「庶務一件 昭和19年」より）【複製】	安佐地方事務所長から、管下の町村長、町村の農業会長、町村森林組合長、森林組合技術員に宛てた文書。昭和19年（1944年）11月20日付け。 フィリピンや神風特別攻撃隊（特攻隊）の例を挙げつつ、国の興亡を賭けた決戦下にあることを強調し、喫緊の軍需資材である液体燃料として、松根油（しょうこんゆ）の緊急増産協議会を開催することを通知している。
8	広島陸軍被服支廠生産施設の地方分散に伴う将校以下の住宅確保の件（八幡村役場文書「庶務一件 昭和20年」より）【複製】	広島陸軍被服支廠長から八幡村（旧五日市町域。現佐伯区）の村長に宛てた文書。昭和20年（1945年）2月14日付け。 被服支廠の生産施設を八幡村に分散する予定のため、将校以下の住宅が多数必要となることから、そのあっせんを求めている。
9	陸軍被服支廠の倉庫前【写真】	在郷軍人広島陸軍被服支廠分会の表彰式を撮影した写真。昭和19年（1944年）2月撮影。山田エミ子所蔵。 広島市出汐町（現南区）に置かれた被服支廠は、軍服、軍靴、軍帽など、兵士が身に着ける小物や付属品等を生産、修理、保管供給しており、大規模な工場と倉庫群を有した。
10	旅行抑制ニ関スル件（狩小川村役場文書「庶務一件 昭和20年」より）【複製】	安佐地方事務所長から管下の町村長に宛てた文書。昭和20年（1945年）3月16日付け。 東京、大阪、名古屋等の各都市への旅行について、緊急の公務以外はこれを控えるよう、至急管内に周知徹底を指示したもの。末尾には、「空襲云々ハ之ニ触レザル様」と、空襲被害の話が広がることを警戒したと思われる注意書きが付されている。
11	罹災者避難時の収容保護に関する依頼（狩小川村役場文書「庶務一件 昭和20年」より）【複製】	栗屋仙吉広島市長から地方事務所長、警察署長、町村長に宛てた文書。昭和20年（1945年）3月17日付け。 アメリカによる空襲が本格化し、東京、名古屋、大阪、神戸の各都市が被害を受け、広島市も大規模な空襲を受ける可能性が極めて高いと危機感を強めている。万一市民が周辺町村に避難せざるを得なくなった場合、罹災者避難実施要綱に基づき、避難者を収容、保護するよう求め、併せて各町村民への周知を依頼している。

No.	タイトル	資料の概要
12	空襲時大避難二関スル件・大避難実施要領（狩小川村役場文書「庶務一件 昭和20年」より）【複製】	広島市長と東・西・宇品警察署長の連名で市内の町内会長に宛てた文書。昭和20年（1945年）3月31日付け。 「大避難実施要領」の内容を区内に漏れなく至急周知徹底するよう指示している。要領では、火災地域が広範で、火勢が強く防火が及ばない時に限り、最終的措置として市長又は警察署長の命令なく、各自の判断で避難を実施するよう定めている。避難地域は、青崎小区が畑賀と奥海田、荒神小区が狩小川と、地区ごとに周辺の町村が指定されている。
13	広島市大避難実施要領（狩小川村役場文書「庶務一件 昭和20年」より）【複製】	展示資料12の要領の策定後、4月に学童疎開地域が設定されたことを受け、指定避難先町村から一部町村を除く改正が行われたもの。昭和20年（1945年）4月頃。
14	学童集団疎開幹旋方依頼ノ件（狩小川村役場文書「庶務一件 昭和20年」より）【複製】	安佐地方事務所長から関係の町村長、農業会長、国民学校長に宛てた文書。昭和20年（1945年）4月1日付け。 広島市内の学童疎開が急がれる中、急速に受入れ態勢が整えられていることへの感謝と、疎開する学校と疎開先が決定したことを伝えている。この文書では、安佐郡に疎開する白島（309人）、皆実（299人）、舟入（191人）、荒神（241人）の4校の情報が記載されているが、これ以外にも市内の国民学校から各地方に集団疎開が行われた。
15	広島市集団疎開学童保護者慰問規定（大林村役場文書「集団疎開学童一件」より）【複製】	集団疎開先の学童を保護者が慰問する際の規定。昭和20年（1945年）6月1日制定。 保護者代表の慰問頻度は月2回程度、同一児童の保護者の慰問は年に2回程度、宿泊する場合も1泊限りと制限が設けられたほか、慰問時に物資を持参する場合は必ず学校長にも報告したうえで疎開先の教職員に渡すことなどの注意点が挙げられている。
16	疎開先の職員に宛てた手紙【複製】	学童疎開している女子児童の母親が、疎開先の教職員に送った書簡。昭和20年（1945年）4月26日付け。 2月末に福岡から転校したばかりで友達も少ない中、親元を離れて集団生活を送る娘を心配する気持ちがうかがえる。 この母親は、8月6日の原爆投下によって亡くなったことが、後に父親からの手紙で疎開先に伝えられた。
17	学童疎開先にて（幟町国民学校）食事、就寝、保護者との面会【写真】	幟町国民学校の学童疎開先での写真。昭和20年（1945年）撮影。横上春子所蔵。 同校は、4月11日から山県郡の八重町（現北広島町）に220人、壬生町（同前）に130人が集団疎開した。この写真は、八重町に疎開した児童たちを撮影したもので、疎開先の生活や家族との面会時の食事風景が記録されている。
18	流言防止に就いて！／通信防諜の心得（瀬野村役場文書「常会一件」より）【複製】	中野村（旧瀬野川町域。現安芸区）の常会に関する書類をまとめた綴りに含まれる文書。昭和20年（1945年）4月頃。 表面は広島県警察部の「流言防止に就いて！」、裏面は広島逓信局の「通信防諜の心得」が掲載されている。
19	敵機投下ノ文書図書等届出ニ関スル件通牒（温品村役場文書補遺「雑書綴」より）【複製】	宇品憲兵分隊長から温品村（旧安芸町域。現東区）の村長に宛てた文書。昭和20年（1945年）5月22日付け。 敵機から投下されたビラなどの文書・図書等について、拾得した場合は、宇品憲兵分隊長又は最寄りの軍隊、警察署に直ちに届け出るよう、町村民に周知を徹底するよう求めた文書。併せて、撃墜機から落下傘で降下した搭乗員などの情報も通報を求めている。
20	敵機投下の「マリヤナ時報」、宣伝ビラ【複製】	敵機から市中に投下された新聞と宣伝ビラ。昭和20年（1945年）。 「マリヤナ時報」は昭和20年5月11日付けとされる全文日本語の新聞。一面では同月7日のドイツの無条件降伏を大きく報じている。 宣伝ビラは、十円紙幣を模したビラの裏面で戦争による物価高騰を訴えたものなど、様々なデザインが用いられた。
21	隊員出動指令（八幡村役場文書「庶務一件 昭和20年」より）【複製】	佐伯郡連合国民義勇隊長から八幡村国民義勇隊長に宛てた指令書。昭和20年（1945年）7月28日付け。 八幡村の国民義勇隊に対し、8月2日と7日の第六次建物疎開作業に出動するよう命じたもの。この2回目の作業前日、8月6日午前8時15分、広島市に原子爆弾が投下された。

所蔵・提供等に特に記載のないものは、公文書館所蔵資料です。
原本保護のため、会期の途中で資料を引き下げる場合があります。